

## 第1回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

1 日 時 平成 28 年(2016 年) 6 月 28 日(火) 13:30~15:00

2 場 所 滋賀県合同庁舎 7 C 会議室

3 出席者 委員 18 名(欠席 川崎委員)  
教育委員会事務局 教育次長、幼小中教育課

### 4 会議概要

#### ○ 開会

##### (知事あいさつ)

みなさん、こんにちは。それぞれにお忙しい中、また、御遠方の方も含めまして「平成 28 年度第 1 回滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」に御臨席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、それぞれのお立場で滋賀県の行政、また、いじめ問題、教育問題、福祉、医療関係を含め御尽力いただいておりますこと、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。私と両副知事は代わっていないのですが、今年度から滋賀県の体制が様々代わりまして、今日新たな担当等も出席させていただいておりますが、引き続きこのいじめ問題については、しっかりと対応してまいりますこと、かねてから申し上げていきますように、「全ての人に居場所と出番のある共生社会を作ること」また、「人は人の中で人になる」こういった考え、理念のもと、実行していきますこと、まずお誓いを申し上げたいと思います。その上で、このいじめ防止の対策は、私は「感性と体制」だと思います。それぞれの人をして、「あっ、こういう言葉どうなのだろう」「こういう表情どうなのだろう」ということに気付く、また周りの人に声をかけたり、当事者と話をしたりする感性をしっかりと持つということ。同時に一人だとなかなかできないところを周りの方々、専門家の方々との連携により防止をする。また傷口が広がらないように手当をする対応、対策が必要だと思っておりますので、そういった観点から関係部局の連携した取組を構築していきたいと思っております。今日の議題は、後ほど紹介しますが、昨年度の施策の実施状況を確認いただくとともに、今年度の実施施策を御紹介しながら、取組等に対して御示唆をいただきたく思いますし、もう一つはインターネット上のいじめにつながる問題を取り上げさせていただきます。このインターネット上のいじめにつながる問題は、私自身も中学生、高校生の子どもをもつ親として、スマホの環境、また匿名でいろいろな情報が飛び交う現状、心を悩ませることも多々あるのですが、こういう環境の中で子どもたちの育つ環境を如何に守り作っていくのが課題になると思っております。それぞれの現場で行われている実践等を共有しながら、県の施策を作っていきたいと存じます。いずれにいたしましても、引き続き御協力、御指導いただきますことをお願い申し上げて、簡単ではありますがあいさつとさせていただきます。

## 議題（１）平成 27 年度施策の実施状況および平成 28 年度の実施策について

### （知事）

それでは、私の方で進行をさせていただきます。御協力方よろしくお願いたします。なお、当会は 15 時終了予定としておりますので、御協力方よろしくお願いたします。

それではお手元次第に基づきまして、まず議題の 1 つ目、滋賀県いじめ防止基本方針に基づく平成 27 年度の施策の実施状況および平成 28 年度の実施策について事務局から御説明をお願いいたします。

### 事務局より資料に基づき「滋賀県いじめ防止基本方針に基づく平成 27 年度の施策の実施状況および平成 28 年度の実施策」について説明

### （知事）

今事務局から説明のありました昨年度の事業につきましては、主な新規・拡充事業につきまして説明があり、各予算額とともに成果・課題等をお示しし、28 年度につきましては、主な新規・拡充事業につきまして、予算額、担当課等を記載いただいております。何かこれまでのところで、御意見、御質問等があればよろしくお願いたします。

### （松村委員）

川崎委員は公立学校なので、私は私学の代表の立場をこめてお話ししたいと思います。前もってこの資料をいただきましたので、読ませていただきました。率直な感想を申し上げますと、私学に対して、テーマがいじめ防止という観点で、私学に対してはどのように県として対応していくのか。例えば 27 年度、32 ページに私立学校が実施するいじめの防止等の取組に対する支援という項目がございます。その中の 1 番目のいじめ防止等の取組に対する支援で、私学助成の中で大きなウェイトを占めるのが私立学校振興補助金というものであります。その事業の内容の 2 行目に「スクールカウンセラー等による教育相談、あるいは研修等、私立学校振興補助金の一部を傾斜配分することにより支援します」とあります。国民的な問題と位置づけられているいじめの問題を扱う時に、こういう形で議論するとき、私学の振興補助金の内訳の傾斜配分としてその項目を入れ込んでいるということに、大きな疑問を持っています。県の方においては、いじめに対してスクールソーシャルワーカーを配置する、あるいはスクールカウンセラーを配置するといったところに、どれだけの予算をつぎ込んだか、あるいはつぎ込むか、ということがしっかり書かれております。しかし、私学において、例えば私のところの学校においてもスクールソーシャルワーカーも置いています。すべての私立学校が置いているかどうかは認知しておりませんが、その置いている中で、その部分に対して、県は、私学・大学振興課はどのように傾斜配分でどのようにやっていくかとやられると、傾斜配分においては私たちに見えてこないのです。はっきりとした予算立てがなされて、人権教育と同様ですが、その先生を置いた場合には、こういうふう研修しますとか示してもらっていますが、いじめに関してもこのような予算立てをしてもらおうと、各学校も「そうか、こういう形でケアをしていけば、

県もバックアップしてくれるのだな。そうしたら少し苦しいけれど、スクールソーシャルワーカーを置こうか」という形になってこようかと思います。この傾斜配分で対応するという、この私学・大学振興課の考え方は、県の公立学校をケアしている部分と比べましても、あまりに対応の違いが大きすぎる。特に国民的な課題を解決していこうと、県としてやっていこうとする中では、「いじめに関しては、私学・大学振興課はこんな形で対応をしますので、みなさんも各学校も頑張ってください」という形のものを是非とも打ち出してほしいと思います。

(知事)

ありがとうございます。これは本質的な課題ですので、まず現総務部長お願いできますか。

(総務部長)

松村委員の方から、お話がありましたように、私立学校の先生方も、公教育の一役を担っていただいているということで、そういう形では、子どももしっかり取り組んでいるところです。特に、私学の特色を生かしたカリキュラムと言いますか、教育をなされている中で、個性的なというか、個性にとんだと言いますか、そうした子どもたちをいろいろ指導していただいているということは、ありがたいことだと思います。

委員がお話しされたように、私立学校振興補助金の配分方法としましては、一般分として90%、あとの10%につきましては、特色教育加算として、位置づけております。その中にいろいろなメニューがあるのですが、委員がお話しされたように、例えば、スクールカウンセラーの配置とか少人数教育の取組とか、こういったものに対して加算しようと交付している状況でございます。県として財源が一般的に厳しい中、工夫しながら県としても支援をさせていただいているのが現状でございます。

(知事)

現状はそういうことです。

(松村委員)

90%、10%は存じ上げているのですが、県としてもいじめ撲滅のために頑張っていこうとする意気込みを示すならば、特色教育というのは、それぞれの学校の建学の精神のもとに頑張っていることを評価していただくものであって、こといじめ問題に関しては特色教育の一連の中に踏み込んで対応していくようなものかどうかを総務部長に聞いているわけです。

(知事)

委員の御意見はまず承りまして、スクールソーシャルワーカーの関係もありますので、澤委員の方から御意見いただきたいと思います。

(澤委員)

県内の公立、私立でスクールソーシャルワーカーの配置の関係についても如実に違いが見え

ています。それは、松村委員がお話しされましたように私立学校においては常勤型で置いておられる学校が多く、公立学校は常勤ではなく非常勤で置いておられる実態があります。そういった違いの部分が、松村委員から御質問という形で出てきた。だから、同じ内容の事業をしたとしても、それに対するメッセージが重要で、そのメッセージが発出されていないと現場の方では大変ではないかと言うように聞こえました。

**(知事)**

ちなみに公立の方でも、すべての学校に措置できているのですか。

**(教育長)**

公立は各学校に置いているわけではないです。必要に応じて、配置校から各校を回っていただいています。

**(知事)**

現状がこういう状況の中で、何かそれ以外で御意見等ございませんか。

**(野田委員)**

たまたま、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全国の状況がわかる立場にあるので、スクールソーシャルワーカーにつきましても、近畿圏では2005年に大阪を皮切りに、滋賀県も比較的早い時期に導入されたわけですが、生活の背景の問題が割合重い子どもに対してしっかり支援しようとした。子どもの貧困問題もそうですが、そういう視点が強いことから、いじめの背景に何があるのか、ということに対してもかなり善戦いただいています。全国動向としても、最近になって定時制とか通信制なんかで背景問題がしんどいことから広がりつつありますが、まだまだ高校で、スクールソーシャルワーカーを活用するという動向は全国的にもほとんど見られません。滋賀県は、学校名を出していいかわかりませんが、比叡山とか近江兄弟社とか、かなりプロパーに近い方をしっかり確保いただいて、スクールソーシャルワーカーをかねてより支援いただいております。むしろ特色的なことだと思います。先ほどの傾斜的配分の項目で、スクールカウンセラーは入っているのですが、スクールソーシャルワーカーは入っているのか。スクールソーシャルワーカーの社会的認知はまだまだ進んでいなくて、昨年から文部科学省も社会福祉士もしくは精神保健福祉士といった国家資格を持っている人を原則とするという形で動いていただいている、社会福祉士会の代表の澤会長なんかも取り組んでいただいています。関連しての支援職として言わせていただくと、私の理解では滋賀県のスクールカウンセラーは京都府や大阪府と比べると一人当たりの時間数が著しく短い。他はだいたい280時間ぐらいで1校をまわしていると思うのですが、滋賀は半分ぐらい、半分以下だと思います。だから、スクールカウンセラーが配置されているとか、スクールソーシャルワーカーが配置されているというときに、どういう人材がどのぐらいの時間入っているのかという総合計との関係で見ていく必要があるのかと思います。その上で、質問の趣旨からずれるかもしれませんが、統計を見せていただいて気になるのが、滋賀県の1000人当たりのデータがありますが、1000人当たりいじめの認知件数が9件で、京都は1000人当たり85件で、比較する必要は

ないのですが、いじめの認知件数で10倍ぐらい滋賀県が少ない。85対9ということで、それは何であるかということは、かなり掘り起こさないといけないだろうと思うのです。学校の中で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった支援職が先生方とタッグを組むことによって、安心して先生方がいじめの数を上げつつ、取り組めるという土俵を作るにあたって、滋賀の場合に支援職の時間数が少ないという問題で、少し不安があると思っています。いずれにしても、お金の絡む問題でこういう話をしたいわけではなく、いじめを扱っている土俵そのものは先生と生徒との営みの学級、学校だと思うので、そここのところを抜きにして、どのオプションをつけるかという話だけでも回らないように思うので、発言させてもらいました。

#### (知事)

途中、スクールカウンセラーのことも言及がありましたので、千原委員お願いします。

#### (千原委員)

先ほどの松村委員の説明にありましたが、スクールカウンセラーということで重点的にあげていただいております、野田委員のご発言を身の引き締まる思いで聞いておりました。いじめについては、現在もいじめに苦しんでいる児童生徒さんの心にどのように寄り添っていくのか、ということが私どもの一番重視することです。お手元の資料にありますように、研修ということが一番心がけることだと思います。臨床心理士は5か年間の資格でありますので、もともと研修をしていますが、県の予算によりまして、県を四つに分けて、新任のスクールカウンセラーにスーパーバイズを実施しています。また、県の臨床心理士会には非常に多くの会員がスクールカウンセラーとして協力していただいているところであります。1995年度より、この初年度に野田委員が入ってらっしゃるのですが、20数年間ずっとこのような試みをさせていただいています。これも県の幼小中教育課との連携の中で、させていただいています。私どもスクールカウンセラーの対応としては、まず実態把握をして、次に予防的対応といいますか、一次予防をさせていただいて、さらに早期対応による二次予防、そして4番目としてこれ以上問題が深まらないように、被害者、加害者への対応を行うことです。どの生徒も学校を構成する重要なメンバーでありますので、そういう方々の発達や命を支える意味で、コンサルテーションやカウンセリング等、一定期間見守り活動を重視してやっております。温かい学校とか家庭、地域づくりのため、多くの機関、専門家が連携してやっていくということを研修会でもさせていただいております。

課題としましては、5つあげております。日頃から安心・安全で、居場所が実感されて、合理的配慮がなされるような学校を目指す。その学校の教育システムの中で、予防活動に参画をしていくことを課題としてやっていきたいと考えております。2番目は、SCコーディネーターとの情報共有を通して、学校のニーズを理解するということです。週1回で子どもさん一人ひとりの思いを受け止めるには、コーディネーターとの連携が大事だと思います。3番目は、学校のいじめ防止基本方針に基づいた活動の実施への協働ということで、特にいじめの発生時に、いじめ対策委員会をきちんと開いていただき参画できるようなシステムを作っていないと、形式になってしまわないかと危惧しているところであります。4番目は、外部専門性を持

ちながらチーム学校としての活動をすることです。最後にはスクールカウンセラーとしての力量を向上させるための自己研鑽ということで、県教育委員会の年数回のスクールカウンセラーを対象にした研修の機会をいただき、連携しながらやっております。スクールカウンセラーは20数年間、1年1年の雇用ということで緊張感をもって今後も頑張っていこうと思います。

#### (知事)

ありがとうございます。日頃の取組も御紹介いただきました。その他何かありますか。28年度の主な事業の中で、滋賀県精神福祉センターとの連携があがっていますが、思春期のストレス対応等は、医療機関等ではどのように対応されているのでしょうか。滋賀県医師会の越智委員、お願いします。

#### (越智委員)

いじめが起こってからしか我々の医療機関には来られない。事象が起こってからしか、医療機関を訪れないわけですので、なかなか早期対応、いじめ防止にはつながってこない。ただ、我々ができることは、例えばお腹が痛いということの原因をいろいろ調べてもなかなか出てこない。「これはひょっとしたらいじめがあるのではないですか」と、学校にお知らせするぐらいしか方法がありません。いきなり、精神保健福祉センターの方に来ていただくのもしかりですし、小児医療センターに来ていただくのも一つの方法ですし、各地域では子どもの精神科の先生もおられるので、そういうところに来ていただいたりしても、実際に私の診療所は普通の内科外科ですけども、どうやって見つけていくか。これはいじめでないか、アンテナを張り巡らしていないとわからない。養護教諭とのタイトな関係がないと見つけることができないのではないかと思います。

一つよろしいでしょうか。いじめ防止基本方針のねられた文章ですが、「生命」ということばが入ってこない。「命」「命の大切さ」を教えるということ、「生きていくことの大切さ」を教えるということ、生きるということの定義が楽しく生きるか、そういうことをどこかに入れていただきたい。人権とかいう難しい言葉でカモフラージュされていますけれど、「生命」「命」という言葉を入れていただければと思います。

#### (知事)

ありがとうございます。せっかくの機会ですので、新たに、今年度から委員となっていました滋賀県弁護士会の佐武委員、御意見等ございましたらお願いします。

#### (佐武委員)

医師会の方からもありましたが、弁護士も基本的には何か事が起きてから、自殺など最悪の結果が生じてから、損害賠償請求といった形で関わる方が多いのかと思います。事が起きる前に、「こんなことをSNSで悪口を言われています」という段階でお越しいただいたときに弁護士として、果たして何ができるのか。悪口を言われたから損害賠償請求もできなくはないのですが、物事の本質的な解決にはならないと思います。むしろ、弁護士がそのような相談を受けた時には、適切な機関につなげるといった連携体制が整っていなければ、物事の解決には難し

いのかと思います。弁護士が、例えば社会福祉士に相談申し上げたらいいのか、臨床心理士会に相談申し上げたらいいのか、連携体制というのが整っていないことを弁護士会としても反省材料にして取り組んでいかななくてはいけないと思いました。

**(知事)**

ありがとうございます。両委員からも非常に大事な御指摘をいただきました。

冒頭松村委員からいただきました、私学の配分のところですね。これは、特色ある教育と予算との兼ね合い、重大な問題提起として受け止めさせていただきたいと思ひますし、インターネットいじめの議論もありますので、後ほど全体の議論をしたいと思ひます。では、事務局よりインターネット上のいじめについて説明お願いします。

**議題（２）インターネット上のいじめにつながる問題について**

**事務局より資料に基づき「インターネット上のいじめにつながる問題」について説明**

**(知事)**

今の説明にありましたように、高校生において増加傾向がみられる実態があるようですが、本日は、近畿総合通信局の原委員もお越しいただいておりますので、この問題について御説明いただきますでしょうか。原委員よろしくお願いします。

**(原委員)**

本日は、「青少年の安心、安全なインターネット利用に向けた取組」ということで、説明させていただく機会を与えていただきまして、ありがとうございます。お手元の資料に基づき説明させていただきます。

まず、青少年のインターネット利用の現状です。スマホ・携帯電話の所有・利用状況ですが、10歳から17歳の方の利用状況は、全国でいえば7割ぐらいになっています。最近、スマホが携帯よりも増えている状況です。高校生だけを見ると93%、肌感覚でいうとほとんどの方がスマホを持っているという形でございます。こういった中、青少年のインターネット利用状況、皆さんどういう形で利用していますかという調査でございますが、いずれかの機器でインターネットを利用しているという、いずれかの機器とは、スマホ、携帯電話、パソコン、携帯音楽プレーヤー、ゲームでもネットにつながるということで、26年度全体の76%だったのが、27年度79%になっていますが、特に27年度を見ると小学生の割合が増えている。それから、スマホでインターネットを利用しているのがどれぐらいいますかとなると、高校生では90%が利用しています。スマホというと、皆さんがお持ちになっているスマホだけでなく、今いろいろな形がありまして、普通のものもあれば、格安で売っているスマホとか、契約が切れて、端末として家でWi-Fiで使用しているという形でも数字に表れています。

次に、子どもさんがどういう形でトラブルに巻き込まれたかということで、民間の調査ですが、「誹謗中傷の書き込みをされた」とか「誹謗中傷の書き込みをした」という例が多くなっています。次は警察庁の資料ですが、コミュニティサイト等で犯罪被害に遭った児童からの調査

を見ますと、「何がきっかけで被害に遭われましたか」では、昔は出会い系サイトが一般的に多かったのですが、最近はコミュニティサイトが情報をやり取りする場で、そういった場がきっかけになるケースが増えています。

こういった子どもさんの利用の中で、保護者の方はどのような認識を持っておられるかということですが、インターネットを使うための注意点として、保護者の方は「出会い系」などに関心が高い。あとネット上のコミュニケーションを注意してもらいたい。それから、家庭でのルールの割合ですが、スマホを使うにあたって、家庭、学校、地域でルールを作りましょうということがよく言われています。ただ、保護者の方は「自分の家にはルールはある」と思っている人が 81%ですが、青少年自身は「そんなの無いです。自分の家にはそんなルールはない」と思っている。そこで、保護者と青少年の間に結構ギャップがあるという結果が出ております。

次に、高校1年生を対象にした調査ですが、いわゆる「SNS上だけの友だちがいますか」という質問をしたところ、1度も会ったことない友だち、SNS上だけの友だちが約半数います。11人以上そういう人がいる者が、全体の約2割になります。そういった使い方を今、子どもたちはしているということです。

それから、SNSを利用するにあたって、皆さん注意をしていますかということで、例えば「他人への誹謗中傷と受け取られるような内容を書かない」といったことの注意をどれぐらいしているかということですが、だいたい30代以上の人になってくると、「非常に気をつけている」「気を付けている」が9割弱になるのですが、20代以下の数字を見れば8割ぐらいです。あと「特定の人種や民族、集団への差別や偏見と受け止められるような内容は書かない」といったことに気を付けているかどうかになると、20代以下は8割を切る状況になっています。20代以下とありますので、13才以上になりますので、ひょっとすると10代だけになると、もっとその感覚が少ないのかもしれませんが。

こういった若い方のネットの使い方と大人、保護者の使うイメージにギャップがあるということで、我々近畿総合通信局では、情報通信の所管している立場から「安心・安全にインターネットを利用するにはどうしたらよいか」ということに取り組んでいます。具体的には、スマホ連絡会を作っています。地域において、各自治体もそうですし、各学校、教育委員会もそうですが、それぞれ安心してインターネットを使おうという取組をしておられます。お互い連携して、周知、啓発活動をミックスしながら、どこがやってもいいので、とりあえず子どもを守るためにはどうしたらよいかという観点から一つの組織を作って情報交換をしております。体制的には近畿2府4県で、県などの自治体、政令指定都市、あと県警・府警、私立学校であれば連合会、PTA、電気通信事業の方も入っていただき、滋賀県にも御協力いただいているところであります。

具体的にやっていることは情報提供や周知、啓発ですが、最近、力をいれているのがシンポジウムで、今度7月に兵庫県でやらさせていただきます。また、安心・安全に関する動画フェスタをやっておりまして、兵庫県の神出学園が自分たちのスマホの安心・安全について動画を作ってくれまして、これも結局動画を作ることで、何が危険かということに気づいてもらえるし、どういうことをやればいいのかということ自分たちで考えるきっかけになると思います。それから、e-ネットキャラバン出前講座というのも無料でやっております。それから、標語を用いた啓発活動ということで、標語を作ることも大事ですが、「何が危険で、何に気を付けるか」



ということを考えてもらうということをやっています。それから、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」ということで、各種団体の方と協力してもらっています。滋賀県警ともやらしてもらっています。こういった取組を進めながら、我々も青少年にインターネットを安心・安全に使ってもらえるようにやっております。

#### (知事)

ありがとうございました。たくさんの資料を準備いただきまして、後ほど何か関連することがありましたら、御説明いただくとしまして、せっかくの機会ですので、皆様方から御質問・御意見等ありませんか。警察当局もこの分野についていろいろと御対応いただいておりますことから、県警の松岡委員いかがでしょうか。

#### (松岡委員)

警察のいじめ事案の対応ですが、基本的には被害者の身体の高危険を脅かされている事案は、重大な事案ですので、速やかに捜査に着手しています。そこに至らなくても、被害者やその保護者が被害の申告をされる場合にも着手します。ただ、その内容はよく吟味しないと、著しく合理性に欠けるものが内在しております。こういったものを除いて、申告がありましたら、速やかに捜査に着手します。その他の事案につきましては、一義的には学校にお任せしておりますが、必要に応じて我々も支援をさせていただきます。ただ、いじめはなかなか表面化せず、潜在化していますので、学校と警察の連絡制度を活用し、ケース対応などをし、認知しています。いじめの対応につきましては、大きくなる前に小さなことを摘んでいくことが重要であり、啓発にも力を入れております。規範意識を高めるためにも、いじめを防止するためにも、県下の小学校5年生と中学校1年生とその保護者に対して、非行防止教室やいじめ防止、インターネットの高危険性を盛り込んで啓発、規範意識の醸成に努めています。

#### (知事)

ありがとうございます。では、大津地方法務局和田野委員お願いします。

#### (和田野委員)

私どもは人権全般ということであり、子どもに関しては、いじめに限定していませんが、子どもの相談ということで、「子どもの人権SOSミニレーター」を法務省から直接学校に送って、学校の皆さんにお世話になって、お子様方の手元に届けております。これは毎年10月頃に届けていまして、半年経つのですが、いまだに手紙が届いております。また、子どもの人権専用の人権110番ということで、6月27日から7月3日まで強化週間ということで、朝の8時半から夜の7時までやっております。6月27日の6時15分からのびわ湖放送で強化週間をやっているということを放映していただきました。しかし、昨日今日と受け付けている件数が、普段よりも少なく、広報が行き届いていないのかと反省しているところです。私どもは人権擁護委員と一緒に活動していきまして、この人権擁護委員制度というのが、まだ皆さんに知れ渡っておらず、これからその辺の認知を図っていく必要があると思っています。私どもの方で、昨年いじめで相談を受けた件数が112件ありまして、その中で学校と協力して解決にあたったもの

が33件でした。他府県と比べると少なくなっています。例えば、大阪ですと349件扱われていますので、それと比べれば非常に少なくなっています。それと、インターネットについてですが、相談が多くなっています。私ども、NTTドコモと協力しまして、中学生に人権教育に関する内容を中心に取り組んでいるところであります。今のところ、まだ大阪府で取り組んでいるところで、今年度中には滋賀県でも学校の都合に合わせてですが、スマホの取扱に関する教室をしていきたいと考えています。

#### (知事)

ありがとうございました。それぞれの立場からいろいろな御意見をいただきましたが、小森委員、全体を通じまして如何でしょうか。

#### (小森委員)

いじめに特化した活動をしていて、スマホとかSNSの話を子どもと関わることもありますので、その中で子どもたちは危険性をあまり実感していないということを肌で感じています。どのような心で機械を使うのか、スマホを使うのか、自分がやろうとしている行為が人権侵害になる行為になるのだということを気づいてもらうための講演をやっていきます。人の心を傷つける行為は卑劣な人権侵害だということを実感してもらうことによって、そこに気づくことができればSNSの利用の仕方にも変わってくるのではないかと思います。だから、利用にあたって注意しなければいけない危険なことを、子ども自身が感じてくれるかもしれないと思い、機会を作っています。とはいっても、危険性だけはしっかりと伝える必要があると思っています。事件に巻き込まれて、自分の身に危険が迫ることがあるのだということを。不正なアクセスとか間違った情報がどんどん入ってくるわけで、自分がそれらの被害者になるだけでなく、気がつけば加害者になってしまっているということも実際たくさん起きています。「自分が被害者になってしまったときに、間違った情報を削除することは、できないのだよ。1回出てしまった情報は、削除することはできないのだよ。」全然違う写真に顔をつけて世界中に配信されていることも起きているわけですので、自分の写真をアップすること自体危険だということを子どもたちに理解してもらった方がいいと思います。あとは、気楽に始めるライン、この中でかなりひどいいじめが行われています。また、子どもたちだけでなく、大人もいじめをやっているのですね。だから、何気なく気が合った友だち同士で始めたラインではありますが、そのラインの目的をはっきりさせることと利用する上でのルール、人間関係としてルールというもの、ラインとしてのルールというものをしっかり子どもたちに認識してもらわないといけないと思っています。ですから、すぐ返信しないといけないルールとか、自分で勝手にラインを抜けるとそれはラインの仲間全部を無視したことになるというわけのわからない、あつてはいけないルールが存在してしまっていることを知ることでなりました。間違ったルールではなく、正しいルールを使えることがとても必要であるわけですから、メディアリテラシーをしっかり勉強することだと思っています。今まで皆さんもいろいろな形で発信されてきたと思うのですが、発信されたものを項目ごとに先生と生徒が1項目ずつチェックすることを各学校、各学級でやったら、すべての子どもに行き渡ると思います。時間がかかってしまうかもしれませんが、基本となるものを1枚作って、先生と一緒にチェックしながら進めていくと、この問題に詳しいのは先生

でなく子どもたちですので、先生もSNSなど様々な問題知ることができるので、普段指導するのが先生の立場ですが、これに関しては子どもたちから教えてもらうぐらいの気持ちでやっていったらいいと思っています。ある女子中学生は「むしろメールは会話より難しい」と言っていました。「気持ちやニュアンスが伝わりにくいと、勘違いされることもあるので、口でしゃべるのが一番いい。」ということ子ども自身が言っています。ということで、私からの提案は、メディアリテラシー、これを学校の各クラスで先生と子どもと一緒に学び合うということを実践してはどうかということが私の提案です。

**(知事)**

非常に素晴らしい提案をいただきました。野田委員、全体を通じて如何でしょうか。

**(野田委員)**

リテラシーの問題とあわせて、やはりそれでも人に敵意をぶつけてしまうというあたりは、ツールとしてネットを使うかどうかは別にして、その子の心模様、もともとの傷つきや対人関係の苦手さというものがあります。やはりいじめの構図としての人間関係とか、人へのメッセージの出し方、逆に言えば心の中に怒りとか傷つきがあり、そのところをしっかりとどうケアするかという課題があります。スマートフォンなどは産業構造としては、日本の中で第1位という普及率ということは、ある業界から見たら立派なことかも知れませんが、学校現場はやはり扱いにくいので禁止ということだけでこの間やってこざるをえなかった経過はあるかと思えます。そもそもリテラシーを前提にする上では、使っていて当たり前だという現状との関係で受け入れつつ、そのことを教育の俎上にのせざるを得ないので、基本「持ってきて駄目でしょう」「ないことになっているでしょう」から出発しないということと言うと、高校、中学、小学校の実際の普及率の違いもありますし、保護者の選択権の中で起きていることでもありますので、学校の中だけで考えていてよいということではありません。私たちは、教育というのがまさに次代を担う社会人を育てていく、そういう意味では、「人は人の中で育つ」人と言うのはバーチャルの中も含めて非常に複雑な構造になっているので、そういうことへのリテラシーを合わせて、まさに人として心をどう育てていくのか、そういう視点がいるのではないか。その辺でいうと、リテラシー教育に代表されるだけでなく、学校現場が大きな変化を求められることになると強く感じます。

**(知事)**

ありがとうございました。先ほど小森委員の方からメディアリテラシーを高めるために、むしろ子どもと一緒に学ぶ機会を作ったらどうかという話がありましたが、私も子どもたちと向き合う中、感じるものが大きいですが、教育委員会の方で、コメントありますか。むしろ先生よりも子どもたちの方がよく知っていることありますよね。

**(事務局)**

知事が話していただいたように、本当に子どもたちの方が、よく進んでおりまして教師の方が追い付いていません。いろいろな操作についても使いこなしているのは子どもたちですので、

そういう意味で、子どもたちと一緒に学んでいく姿勢は大事だと思います。今、研修は充実させていますが、一緒に学ぶ姿勢を取り入れていくことも検討していきたいと思っています。

#### (知事)

いくつか重要な視点をいただいたものと私も思っています。例えば、1つ目の議題の中では、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置、関係機関の御協力をいただいて取組を進めているのですが、私立学校と公立学校の間をどのように整理していくのか。単に、何校配置したかではなく、どれぐらいの時間関わっていただいているのかというまとめですとか。例えば、医師会や弁護士会含めいろんな形で、事後御対応いただいています。例えば結果からわかる過程、プロセスの問題、もっと早くこうしておけばこうなったのに、こういう診断をした時に途中経過こういったことがあったということをつかれば深刻になる前に防げる事象もあるだろうし、そういったことの情報交換を是非密にやらせていただきたい。やはり、関係機関の連携のキーワードが大事だと思いますので、引き続き関係づくりをしていきたい。我々、この会で年に数回でもお会いしていると、顔の見える関係になって相談しやすくなりますので、先ほどの近畿総合通信局からも、大津法務局からも御説明いただいて、国の機関とも連携して、なかなか県ではできないことも国の大きな枠や予算でやっていただけると、効果的だと思いますので、今後もこのような関係づくりを続けていきたいと思っています。

また、インターネット上のいじめにつながる問題については、SNS普及率ナンバーワン滋賀ならではの取組を是非皆さんと作っていききたいと思っています。野田委員に御指摘いただいたように「持ってきては駄目だ」で単に禁止するだけでなく、現実を踏まえた対応をしっかりとやって、リテラシーを高める取組を、むしろ先生から生徒に一方的にやるのではなく、一緒に学べるような、一緒に考えるような土俵を作っていく。その中で得られた教訓や学びをいろいろなところに波及をするように取組をしていきたいと思っています。むしろ、子どもたちよりも大人の世界でも、同じようなことで悩むことが増えています。私などもフェイスブックで寄せられるコメントに一体どう返信していったらいいかわからない、すぐに返信しないと知事は無視したかのようにまたかぶせてこられることがあり、悩むことしきりですが、大人でさえそうですから、ましてや子どもの中で、むしろそういうルールがあるとするならば、やはり対処する知恵を一緒に考えていく必要があると思いました。

いずれにしても引き続きのことですので、現場のことを大切にしながら対応の充実をしていきたいと思っていますので、引き続きの御協力賜りますことをお願い申し上げ、終了させていただきます。ありがとうございました。

#### ○閉会